

ジェネリック医薬品をご利用ください!!

ジェネリック医薬品は、新薬と同じ有効成分・効能で作られた後発薬です。

ジェネリック医薬品を利用することで、**自己負担が減額できるだけでなく、医療費の削減となり、組合員の納めている掛金の引上げ抑制にもつながります。**

全組合員に配付している「令和3年度版共済のしおり」にジェネリック医薬品希望シールを折り込んでいます。組合員証等に貼り、ぜひご活用ください。

栃木県市町村職員共済組合		本人	令和3年〇月〇日交付
組合員証 (組合員)			
記号	899	番号	〇〇〇〇 (校番) 00
氏名	共済 太郎		性別 男
生年月日	平成〇年〇月〇日		
資格取得年月日	令和〇年〇月〇日		
発行機関所在地		栃木県宇都宮市大通二丁目3番1号	
保険者番号	32090417		発行番号
名称	栃木県市町村職員共済組合		0×××××

ジェネリック医薬品はこんな薬です!!

●変更できない部分

有効成分……成分・含量
治療効果……

- ①効能・効果
- ②品質・安全性
- ③用法・容量

新薬と同じ品質が義務づけられています。

●変更できる部分

大きさの変更



形の変更

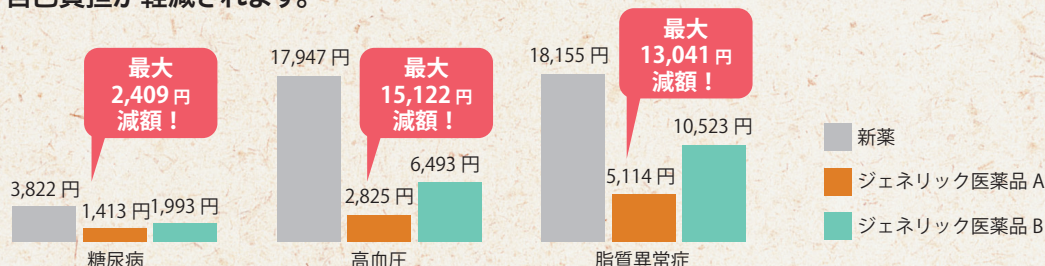


色や味の変更



ジェネリック医薬品を1年間(1日1錠)服用した場合 ※あくまでも目安です。

ジェネリック医薬品は新薬の約2～7割程度の価格であるため、自己負担が軽減されます。



ジェネリック医薬品差額通知を送付します

ジェネリック医薬品差額通知は、調剤薬局等で処方される新薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、どれくらい減額になるかお知らせするものです。

通知を参考に、ジェネリック医薬品への切り替えの検討をお願いします。

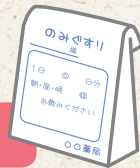
通知対象者

新薬を処方されている組合員及び被扶養者の皆さまのうち、比較的ジェネリック医薬品に切り替えやすく、切り替えた場合、**1か月の自己負担額が300円以上減額**になると見込まれる方。

送付時期

10月下旬に通知対象者のご自宅に送付します。

医師の判断等によりジェネリック医薬品に切り替えることができない場合もあります。



上記記事に関するお問い合わせは 保健課 ☎028-615-7816

共済だより 第336号 令和3年9月発行

発行/栃木県市町村職員共済組合 〒320-0811 宇都宮市大通二丁目3番1号 井門宇都宮ビル 3階

電話 028-615-7804 FAX 028-615-7566

URL <http://www.tochigi-kyosai.jp/> E-mail sityouson@tochigi-kyosai.jp

本誌に関するご意見・感想をFAXまたはmailでお寄せください。お待ちしております。